



あおばの桜

2024年4月12日号

VOL.165

4月



INDEX

- ◆ 税理士 三瀬のコラム
- ◆ 6月スタート！定額減税を知る4つのポイント
- ◆ 税理士法人あおば 創立20周年記念セミナーのご案内



奈良センターオフィス近くの佐保川の桜 高橋撮影

「ムスヒ」のカ

4月。入学式・入社式、そして新しい出会いの始まり。桜を見ながら、ふと思ひだします。私が奈良の地で就職した日のことを。当時、まさか私が奈良の天理の地に就職するとは思ってもみませんでした。私の出身は愛媛県、大学は九州です。関西にはなんの縁もゆかりもありませんでした。

でもなぜか、中学生の頃は奈良の地で仕事をしている姿を何の根拠もなく信じていました。映画「インディージョーンズ」に憧れて、奈良の地で邪馬台国に関する重大発見をする。そして、黄金の秘宝を手に入れる。今の自分から想像しづらいますが、当時は歴史大好きな少年でした。片っ端から考古学の写真や新聞記事をノートに貼り、日本全国の発掘を夢みていました（半分妄想です(^^)♪）。

あれから数十年の時間を経て、天理の地に就職しました。当時は何も気に留めていませんでしたが、桜井市の纏向遺跡を見た時、衝撃が走りました。なぜかなつかしさを感じ、“ここ知っている”という感覚を覚えました。まさに、中学の頃に妄想していた同じ風景でした。その意味では、奈良の「場」に運命的な意図（糸）を感じます。ああ、この場所に出会うために、私はこの奈良の地に就職したのかと、人生のパズルが一つ解けた気がしました（皆さんもありませんか？デジャヴ（既視感）な体験）。

今月、新たな「場」に立つ皆さんに、そして過去の自分に伝えたい。憧れの会社に入社した人、転職した人、第一志望の学校に入学した人がいる一方で、自分の希望通りではない会社や学校に通う人がいるかもしれません。どんな状況であっても、これから経験する「場」を大切に、楽しんで欲しいと思います。「場」には必ず意味があるはずであり、意図があると思います。本来であれば、私はこの「場」にいないかもしれません。私が税理士法人あおばで面接を受けた時のエピソードです。当時の面接官であった故池田代表、堀井代表、南谷代表の内、南谷代表は、私の採用に否定的であったことを後日談として聞かされました（憧れの師に否定されたショックは計り知れない…(T_T) 本来なら不採用であるはずの私が、今この場所にいる。やはり、見えない何かに導かれたと感じます。

今、ここに奈良の地で考古学的な大発見はできませんでしたが、皆さんと出会え、縁を結ぶことができたことに感謝します。

「結び」というコトバを知る上で、私の好きな映画のセリフを紹介します。新海監督の「君の名は」の中で登場する主人公の三葉のおばあちゃんのセリフです。三葉のおばあちゃんは、「結び」について次のように表現しています。

“寄り集まって形を作り、捻れて絡まって、時には戻って、途切れ、またつながる。

それが組紐。

それが時間。

それが結び。

水でも、米でも、酒でも、何かを体に入れる行いもまたムスビと言う。

体に入ったもんは、魂とムスビづくで。”

そして、

“糸を繋げることも結び。

人を繋げることも結び。

時間が流れることも結び。”と続きます。

新たな門出に立つ皆さんにささやかながらエールを送りたい。たとえ、困難なことがあっても、ここにいる「場」は、皆さんにとって必要な結びを提供してくれるはずです。「場」はきっと、その人にとっての必要な時間や人を結ぶ。と信じてコラムの結びとします。

税理士 三瀬 義男



令和6年6月から「**定額減税**」が始まります！
 自社で給与計算をされている方は特に要注意！
 制度の内容とやるべきことを確認しておきましょう！



1 定額減税とは？



定額減税とは令和6年6月から始まる減税政策で、納税者と配偶者を含む扶養親族 1人につき4万円 (所得税3万円・住民税1万円) が減税されるものです。



2 減税の対象者は？



「令和6年分所得税の納税者である居住者で、合計所得金額が1,805万円以下である方」とあり、つまり、給与収入のみの方の場合は、令和6年の年収が2,000万円以下である方となります。
 (給与と所得以外の所得がある方は、それらの所得金額の合計額が1,805万円以下)



3 いくら減税される？



所得税： 本人分3万円+同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円
 住民税： 本人分1万円+控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円
 ※配偶者や扶養親族は令和6年の合計所得が48万以下(年収103万円以下)であること。
 ※扶養親族は所得税の扶養控除とは違い年齢が16歳未満でもOK。

つまり、ご本人とその配偶者及び扶養親族の方1人につき各4万円の減税となります。

例) 妻と小学生の子供2人を扶養する給与所得者の場合
 所得税3万円×4人+住民税1万円×4人=160,000円が減税されます！



4 いつ、どのように減税される？



① 給与所得者(所得税)

- (1) 6月以降の最初の給与・賞与の源泉所得税から順次控除。
- (2) (1)で控除しきれない場合は年末調整で控除。
- (3) (2)でも控除しきれない場合は給付措置が行われる見込み。

② 事業所得者等(所得税)

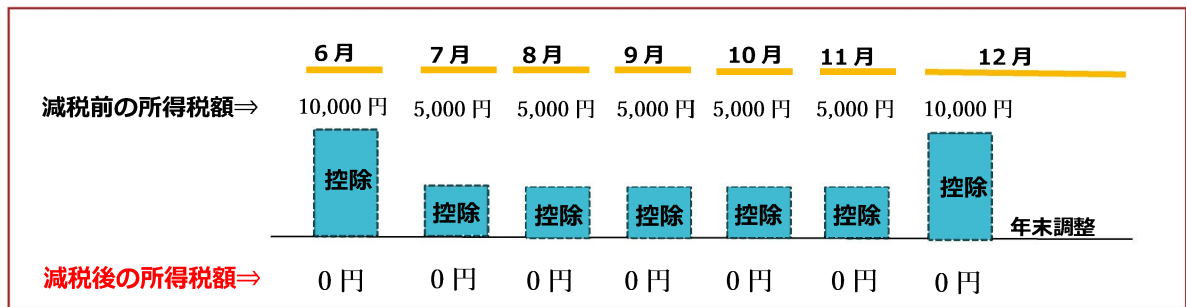
- (1) 予定納税額から控除(事業所得者等は原則本人分のみ減税)。
- (2) (1)で控除しきれない場合、予定納税が無い場合、配偶者等の分の減税をする場合は確定申告により控除。
- (3) (2)でも控除しきれない場合は給付措置が行われる見込み。

※今回住民税の減税方法については割愛しますが、住民税は減税額を考慮した納税通知書が市町村から送付されますので、それに基づいて特別徴収及び納税を行って頂くこととなります。

ケース1 妻と小学生の子供2人を扶養する給与所得者の場合（所得税）

定額減税の額：所得税 12万円（減税対象4人）

本来毎月徴収する所得税：5,000円/月 賞与から徴収する所得税：5,000円（6月と12月）の場合

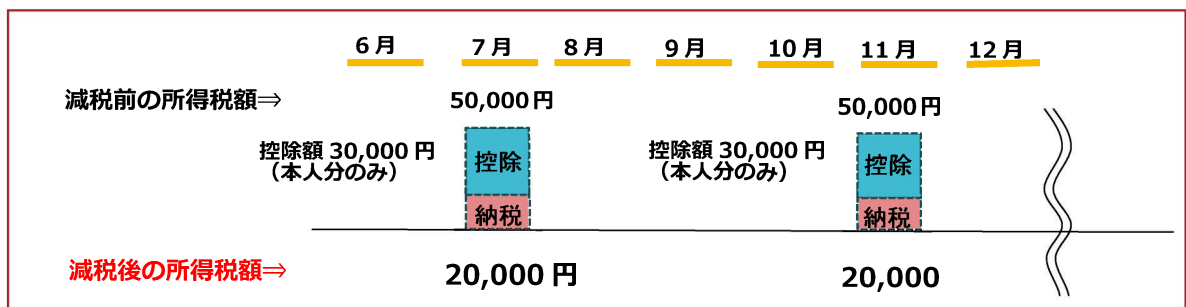


※控除しきれていない75,000円については年末調整で所得税額を限度として控除し、残りは給付措置が行われる見込み。

ケース2 妻と小学生の子供2人を扶養する事業所得者等の場合（所得税）

定額減税の額：所得税 12万円（減税対象4人）

予定納税額が50,000円（7月、11月）の場合



※予定納税が無い場合は、確定申告で所得税額を限度として控除。

※配偶者と扶養親族の減額分は、原則確定申告で控除（予定納税の減税申請により、予定納税から控除も可）

※確定申告で控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込み。

重要!

給与の支払者が今やっておくべきこと！！



給与支払者の方は5月初旬までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を従業員様に配布・記入してもらい、回収して各従業員様の正確な減税額を把握しましょう。

インターネットで「定額減税のための申告書」と検索し国税庁のサイトよりダウンロードすることができます。

ご本人が年金受給者や事業所得者等で給与所得のない方は、減税額を計算する必要はありません。

当該制度は非常に煩雑であり、全てのパターンを当該記事でお伝えする事ができません。

当記事に記載できていない細かな条件等もございますので、実際の対応につきましては、弊社担当者や給与計算の外注先様とご相談の上進めてください。

AOBA 20th

平成 16 年 5 月

常に新陳代謝を重ね青々と生い茂る「あおば」を社名に冠し設立いたしました

「税理士法人 あおば」は、今年で 20 周年を迎えます。

記念すべき 20 年という節目の年を迎えることができましたのも、これまでさまざまな形で支えてくださったお客様・ご協力会社の皆様のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

つきましては、記念講演会と記念懇親会を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

税理士法人あおば 創立 20 周年 記念講演会 & 記念懇親会

日 時：令和 6 年 9 月 6 日 (金)

講演会：於 奈良県コンベンションセンター
(奈良市三条大路一丁目 691-1)

懇親会：於 JW マリオット・ホテル奈良
(奈良市三条大路一丁目 1-1)

詳細は別途送付させていただきます。

6 X V W D L Q